文化芸術振興基本法(抄)

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民 娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を 図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。) の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他 の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の 公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われ る民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとす る。